

保安規程の作成例

[中規模事業場の場合] ・ ・ ・ 需要設備を対象とした場合

受電電力が 1, 0 0 0 k W 以上で工場長以下課長ないし係長程度の職階制があり、電気設備関係の従業員が専門的に担当する事業場を対象とした一つの例である。

保 安 規 程			
設置者名	株式会社	事業場名	工場
設置場所	県 市 町 -		
業 種	鉄工業		
受電電力	1, 5 0 0 k W	受電電圧	6, 6 0 0 V
発電電力	(非常用) 3 0 0 k W	受電電圧	2 2 0 V
主任技術者	種別：第 種 番号： -		氏名：
遮断器	種別：受電用 容量 1 2 . 5 k A、高圧 7 . 2 k V、電流 4 0 0 A		
電線路電圧	構内電線路 6, 0 0 0 V 配電線路 2 0 0 V 3, 0 0 0 V 1 0 0 V		
負荷設備	電動機合計出力 2, 5 8 0 k W 計 8 0 台 電灯合計 3 1 0 k W 計 4 0 0 灯		

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 株式会社 工場 (以下「当工場」という) における電気工作物の工事・維持及び運用を確保するため、電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号、以下「法」という) 法第 4 2 条第 1 項の規定に基づき、この規程を定める。

(効力)

第 2 条 当工場の経営者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第 3 条 この規程を実施するために定められた細則のほか、必要と認められる場合には別に細則を制定する。

(規程等の改正)

第 4 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

第 2 章 保安業務の運営体制

(業務分掌及び組織)

第 5 条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統を

執行する組織構成はつぎに定めるところによるものとする。

- (1) 工場長は保安業務を総括管理する。
- (2) 主任技術者は法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を適確に遂行するために工務課長の職位にある者を選任する。
- (3) 保安業務の担任及び関連する職位階層の職名及び業務区分は別表 1 (又は別表 2) のとおりとする。
- (4) 保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は別表 1 (又は別表 2) のとおりとする。

2 主任技術者のほか、保安業務を支障なく遂行するために必要な箇所に電気工作物に係る保安業務に従事する者を配置する。

(設置者の義務)

第 6 条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には主任技術者を立ち合わせるものとする。

(主任技術者の義務)

第 7 条 主任技術者は、工場長を補佐し、電気工作物の工事・維持又は運用に関する保安監督の業務を総括しなければならない。

2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事・維持又は運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

(従業者の義務)

第 8 条 電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第 9 条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という)をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指名された職務を誠実に行わなければならない。

(主任技術者の解任)

第 10 条 主任技術者が次の各号の 1 に該当する場合は、解任することができるものとする。

- (1) 主任技術者が、病気による欠勤が長期間にわたり、又は精神障害等により保安の確保上不適当と認められたとき。
- (2) 主任技術者が、法令又はこの規程の定めるところに違反し又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき。
- (3) 主任技術者が、刑事事件により起訴されたとき。
- (4) 主任技術者が、転任又は退職等のとき。
- (5) その他不適当と認められたとき。

第 3 章 保安教育

(保安教育)

第 11 条 主任技術者は、電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

(保安に関する訓練)

第 12 条 電気工作物の工事・維持又は運用に従事する者に対し、事故・その他非常災害が発生した時の措置について、少なくとも年 1 回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第13条 電気工作物の建設工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の必要な修繕工事及び改良工事（以下「**保**修工事」という）の年度計画を立案し、工場長の承認を求めなければならない。

3 前項の計画は当工場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴いて行わなければならない。

(工事の実施)

第14条 電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当工場の業務活動等と調整を図り工場長の承認を経てこれを実施しなければならない。

2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、その必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工しなければならない。

3 当工場の電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

4 工事の実施にあたっては、この保安を確保するため、別に定める作業心得によって行わなければならない。

(1) 停電範囲と時間、作業用機械等の準備状況の主任技術者による確認

(2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示

(3) 停電中のしゃ断器、開閉器の誤操作の防止措置

(4) 作業責任者の指名とその責任

(5) 作業終了時の点検及び測定

第5章 使用前安全管理審査

第15条 設置者は法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の保安監督の基に実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び通商産業省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

2 設置者は法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の指導、監督の基に必要な検査要員を配置し実施しなければならない。

第6章 保守

(巡視・点検・測定等の基準)

第16条 電気工作物の保安のための巡視・点検及び測定は、別表3に定める基準により行わなければならない。

2 主任技術者は、別表3に定める基準により電気工作物の保守業務の指導監督を行うに当たっては、当工場の業務活動等と調整を図り、年度実施計画を作成し、工場長の承認を経てこれを実施しなければならない。

第17条 主任技術者は、巡視・点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密点検を行い、その原因を究

明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第7章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第19条 電気工作物の運転又は操作の基準は別に定める細則によるものとする。

2 前項の細則は次の各号について定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の順序、方法及び指令系統並びに連絡系統
- (2) 軽易な事故電気工作物に関し、修理し又は使用停止し、若しくは制限する等の応急措置
- (3) 必要に応じ九州電力株式会社の供給変電所又は 営業所との連絡
- (4) 緊急的に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示

第8章 長期間の保管

(長期間の保管)

第20条 発電設備を長期間にわたり保管する場合には、主要機器の点検手入れを行い、また防錆防湿等必要な対策を講じるものとする。

(運転の開始)

第21条 発電設備を相当期間保管の後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じ試運転等を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

第9章 災害対策

(防災体制)

第22条 台風・洪水・地震・火災その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、応急資材を備蓄するとともに、災害発生の措置に関する工場内の体制をあらかじめ整備し、並びに工場外関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

第23条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行う。

- 2 主任技術者は、災害の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第10章 記録

第24条 電気工作物の工事・維持及び運用に関する記録は別表4に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。

(注) 1 巡視・点検・測定記録(日常巡視点検・定期精密点検)

2 電気事故記録(故障・軽事故・重大事故)

3 改良・修繕工事記録

4 運転日誌(日常巡視点検・故障・軽事故を含む)

- 2 主要電気機器の保修記録は別表4に定める電気機器台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。

第25条 法定自主検査の結果は、法令に基づき記録し、保存するものとする。

第11章 責任の分界

第26条 他の者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点及び財産上の分界点は九州電力株

式会社との需給契約書に基づくものとする。

(需要設備の構内)

第 27 条 需要設備の構内は別図のとおりとする。

第 12 章 整備その他

(危険の表示)

第 28 条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等があつて、危険のおそれあるところには人の注意を喚起するよう表示を設けることとする。

(測定器具類の整備)

第 29 条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

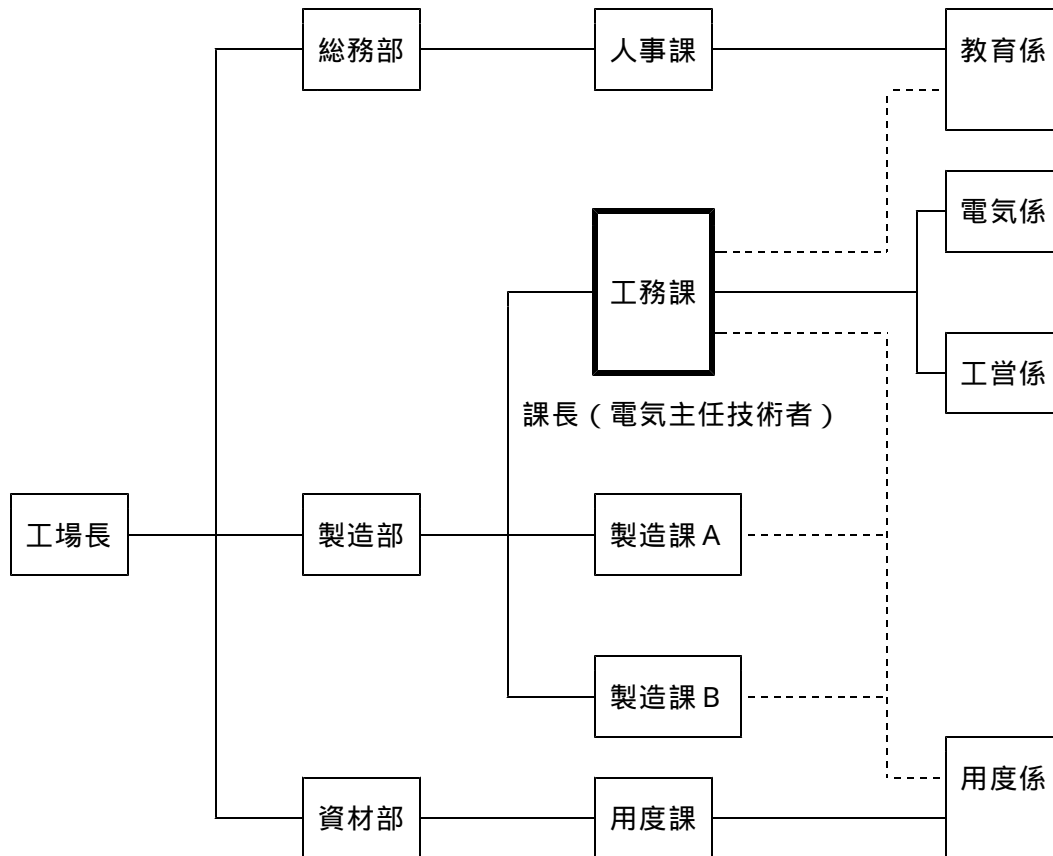
(設計図書類の整備)

第 30 条 電気工作物に関する設計図・仕様書・取扱い説明書等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第 31 条 関係官庁・電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書等については、その写しを必要な期間保存するものとする。

【別表1】 ラインの例



業務分掌

・電気係

- (1) 保全・安全計画総括調査
- (2) 保守・運転操作基準の決定
- (3) 電気工事計画・設計・施工・検収
- (4) 備品・予備品管理
- (5) 記録整備

・教育係

- (1) 従業員の教育訓練
- (2) 非常災害対策

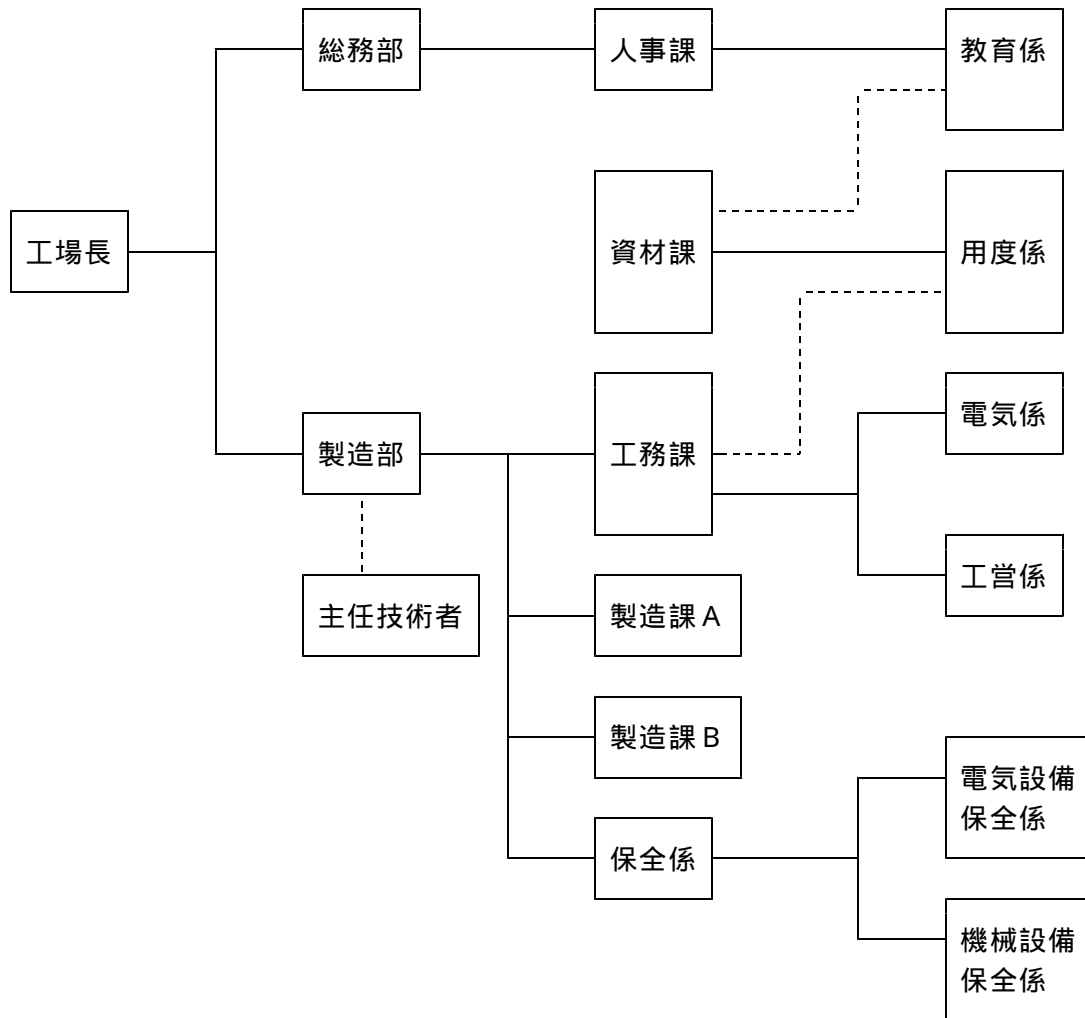
・用度係

- (1) 消耗品・予備品・備品の調達
- (2) 工事請負契約

職務権限

- 工務課長 : 電気係・工営係の運営監督
- 製造部長 : 工務課・製造課の運営管理

【別表 2】 スタッフの例



業務分掌

・電気係

- (1) 電気設備の運転操作 (監視・巡視・日常点検記録)
- (2) 運転操作基準の設定

・電気設備保全係

- (1) 保全・安全計画・総括調査
- (2) 保全 (定期点検・測定記録)
- (3) 保全基準の設定
- (4) 事故
- (5) 工事計画・設計・施工・検収
- (6) 備品・予備品管理

・教育係

- (1) 従業員の教育訓練
- (2) 非常災害対策

・用度係

- (1) 消耗品・予備品・備品の調達
- (2) 工事請負契約

職務権限

- 工務課長・電気係 : 工営系の運営管理
- 製造部長・工務課 : 製造課の運営管理
- 主任技術者 : 電気設備の保全・指導監督

【別表3】 点検基準作成要領

項目		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			臨時点検			測定		
		対象	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	測定項目		
電 路	架空電線 路	1	1週間	必要により特定部位の ものについて行う。 (点検箇所・部位は定 期巡視点検より抜粋)	1	1年	電柱・腕木・碍子・支 線・支柱・保護網など の損傷・腐食 標準保護さくの状況 電線取付状態・弛度 電線高さ及び他の工作 物との離隔距離 その他必要事項	1	3年 ～5年	必要により特定 対象を定めて行 う。 (点検箇所・部 位は定期巡視点 検より抜粋)	1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1 2	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	地中電線 路	1	1週間	必要により特定部位の ものについて行う。 (点検箇所・部位は定 期巡視点検より抜粋)	1	1年	ヘッド・接続箱・分岐 箱など接続部の過熱・ 損傷・腐食及びコンパ ウンド油漏れ ケーブル腐食・きれつ 損傷 布設部の無断掘削 標識・他物との離隔距 離 その他必要事項	1	5年	必要により特定 対象を定めて行 う。 (点検箇所・部 位は定期巡視点 検より抜粋)	1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1 2	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
母 線	母 線	1	1週間	必要により特定部位の ものについて行う。 (点検箇所・部位は定 期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ・たるみ・ 他物との離隔距離・腐 食・損傷・過熱 接続部分・クランプ類 の腐食・損傷・過熱・ ゆるみ 碍子類・支持物の腐食 損傷・変形・ゆるみ その他必要事項	1	3年	必要により特定 対象を定めて行 う。 (点検箇所・部 位は定期巡視点 検より抜粋)	1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1 2	1年 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
接 地 線	接地線				1	6ヵ月 ～1年	接続部のゆるみ腐食・ 損傷・劣化素線切れ といたいの損傷・変形・き れつ その他必要事項				1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1 2	1年 不定期	接地抵抗測定 必要により接地 電流測定

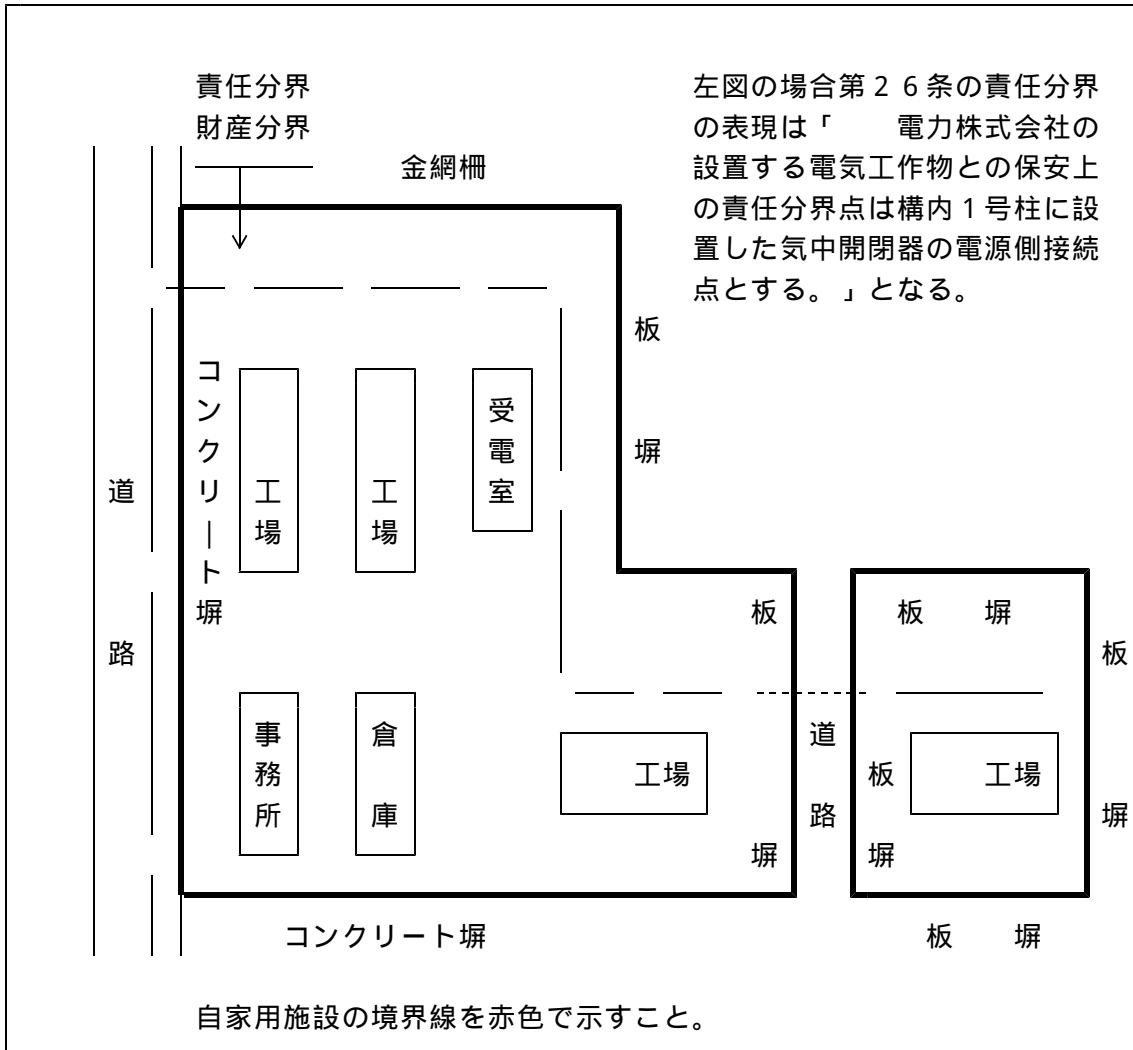
項目		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			臨時点検			測定			
		対象	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	点検箇所・部位	周 期	測定項目			
受	断路器	1	1週間	受と刃の接触・過熱・ゆるみ	1	1年	停止して受と刃の接触 過熱・ゆるみ・荒れ具 合				1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	汚損・異物付着	2	1年	損傷・きれつ										
		3	1週間	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能										
配	遮断器及 び区分開 閉器 ()内は 油入遮断 器の場合 のみ行う	1	1週間	外観点検・汚損(油漏 れ)・きれつ・過熱・ 発錆損傷	1	1年	停止して外部の損傷・ 腐食・過熱(油量)・ 発錆・変形・ゆるみ	1	2年又 は一定 のしゃ 断回数 による	停止して内部に ついて接触子の 荒れ具合・ゆる み・変形・焼損	1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	指示・点灯	2	1年	操作具合							2	1年	接地抵抗測定	
		3	1週間	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態							3	1年	(絶縁油試験)	
					4	1年	(油の汚れ 必要によ りその特性調査)	2	"	付属装置及び機 器の内部点検				4	2年	動作特性試験	
					5	1年	その他必要事項	3	"	その他必要事項							
電 設	受配電用 変圧器	1	1週間	本体の外部点検・漏油 損傷・汚損・変形・ゆ るみ・発錆損傷	1	1年	停止して外部の損傷・ 腐食・発錆・ゆるみ・ 変形・汚損・油量	1	5年 ~10年	停止して内部に ついて点検 (コイル接続部 リード線・鉄心 その他各部)	1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	付属装置の点検・動作 状態・取付状態	2	1年	付属装置各部の点検 (機能及び状態)							2	1年	接地抵抗測定	
		3	1週間	その他必要事項	3	1年	油の汚れ・必要により 特性調査	2	5年	付属装置及び機 器の内部点検				3	不定期	必要により絶縁 油試験	
					4	1年	その他必要事項	3	5年	その他必要事項							
備	計器用変 成器	1	1週間	外部の損傷・腐食・発 錆・変形・油漏れ・油 量・温度・音響・ヒュ ーズの異常	1	1年	停止して外部の損傷・ 腐食・発錆・ゆるみ・ 変形・きれつ・汚損・ 油漏れ・ヒューズの異 常	1	3年	油入式について は停止して内部 の点検	1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	その他必要事項	2	1年	その他必要事項	2	2年	必要により油の 汚れ及び特性調 査				2	1年	接地抵抗測定	
									3	3年	その他必要事項						
受	避雷器	1	1週間	外部の損傷・きれつ・ ゆるみ・汚損	1	1年	外部の損傷・きれつ・ ゆるみ・汚損・コンパ ウンドの異常				1	不定期	事故又は、天災 地変などの場合 必要に応じて行 う。 (必要箇所・部 位)	1	1年	絶縁抵抗測定	
		2	1週間	その他必要事項	2	1年	その他必要事項							2	1年	接地抵抗測定	

項目 対象		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			臨時点検			測定		
			周 期	点検箇所・部位		周 期	点検箇所・部位		周 期	点検箇所・部位		周 期	点検箇所・部位		周 期	測定項目
受配電	受配電盤	1	1週間	裏面配線の塵埃汚損・損傷・過熱・ゆるみ・断線				1	2年	停止して各部の損傷・過熱・ゆるみ・断線・接続脱落 端子配線符号 その他必要事項	1	不定期	事故又は、天災地変などの場合必要に応じて行う。 (必要箇所・部位)	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電器の動作特性試験 遮断器等との連動試験 必要により計器較正
		2	1週間	計器の異状・表示札・表示灯の異常			2	2年	2					1年		
3		1週間	操作・切換開閉器などの異状			3	2年	3	2年							
4		1週間	その他必要事項					4	不定期					4	不定期	
設備	蓄電池	1	1週間	液面・沈殿物・色相・極板湾曲・隔離板・端子のゆるみ・損傷	1	1年	木台・碍子の腐食・損傷・耐酸塗料のはくり	1	3年	充電装置の内部点検 必要により対象を定めて行う	1	不定期	事故又は、天災地変などの場合必要に応じて行う。 (必要箇所・部位)	1	1ヶ月	比重測定 液温 電圧測定 絶縁抵抗測定 (充電装置)
				充電装置の動作状態	2	1年	床面の腐食・損傷	2	3年					2	1ヶ月	
		2	1週間		3	1年	その他必要事項							3	1ヶ月	
配線及び配線器具		1	1週間	開閉器、配線器具等の損傷、変色、汚損	1	1ヶ月	分電盤・スイッチ・ヒューズ・機器の接続	1	3年	開閉器、配線器具等のゆるみ、腐食、摩耗	1	不定期	事故又は、天災地変などの場合必要に応じて行う。 (必要箇所・部分)	1	1年	絶縁抵抗測定
負荷	電動機	1	1日	運転者が音響・回転・過熱・異臭・給油状況などについて注意する必要により特定範囲のものについて、電気担当者が行う	1	3ヶ月	音響・振動・温度 停止して各部の汚損・ゆるみ・損傷・伝達装置の異状など外部点検を行う その他必要事項	1	3年	必要により特定対象を定めて行う。 内部分解点検・コイル軸受・通風・付属装置等	1	不定期	事故又は、天災地変などの場合必要に応じて行う。 (必要箇所・部位)	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により特性試験
		2	1週間		2	1年								3	不定期	
3		1年														
設備	電熱装置	1	1日	運転者が温度・変形・損傷などについて注意する 必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	1	1年	停止して各部の変形・損傷・ゆるみ・加熱物との隔離状況 その他必要事項	1	3年	必要により特定対象を定めて行う。 (点検箇所・部位は定期に準じて内部点検を行う)	1	不定期	事故又は、天災地変などの場合必要に応じて行う。 (必要箇所・部位)	1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により特性試験
		2	1週間		2	1年								3	不定期	

項目 対象		日常巡視点検			定期巡視点検			精密点検			臨時点検			測定		
			周 期	点検箇所・部位		周 期	点検箇所・部位		周 期	点検箇所・部位		周 期	点検箇所・部位		周 期	測定項目
負 荷 設 備	照明設備	1	1週間	使用者が温度・臭気・過熱などに注意する	1	1年	照明効果・汚損・損傷 音響・温度・コンパウンド漏れ その他必要事項							1	1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により照度測定
					2	1年								2	1年	
														3	不定期	
非 常 用 予 備 発 電 設 備	原動機関係	1	1週間	燃料系統からの漏油及び貯油槽の油量 冷却水系統の漏れ	1	3ヶ月	機関主要部の点検整備	1	3年	内燃機関の分解				1	1年	騒音測定 シーケンス試験
					2	3ヶ月	ファンベルトの点検及び調整	2	1年	ラジエターコア部の点検・清掃				2	1年	
		2	1週間	機関の始動停止	3	6ヶ月	燃料及び潤滑油フィルターの点検・交換	3	1年	排気色の点検						
		3	1週間	始動用空気タンクの圧力	4	6ヶ月	回転数・異音・振動及び温度	4	1年	保安装置の動作点検						
発 電 機 関 係	発電機関係	1	1週間	異音・異臭・振動・加熱	1	3ヶ月	異音・振動・温度	1	1年	軸受けの点検手 入れ又は交換				1	6ヶ月	絶縁抵抗測定 継電器試験 シーケンス試験
					2	6ヶ月	各部の汚損・ゆるみ・伝達装置の点検	2	1年	発電機本体及び制御装置内部の点検と清掃				2	1年	
		2	1週間	カーボンブラシの点検	3	1年	通風部の点検	3	1年	保護装置の動作点検				3	1年	
		3	1週間	電圧・周波数の確認	4	1年	制御装置の点検									
その他設備		設備の重要度により、日常・定期・精密・臨時点検のいずれか若しくは組合わせで行う。測定についても同様とする。 周期は前項の例を参考にして決定すること。														

2・4 保安規程に添付する書類並びに付図

事業案内図（受電室・事務所・工場建屋を明確にしたもの。機器配置は記載の必要はないが、電気事業者との責任分界点・財産分界点は明確に記載する。）



単線決戦図

（設計変更がある場合は、設計変更後の図面を示すこと。）

〔参考〕 測定記録用紙作成例（様式）

様式 日常巡視点検記録（運転日誌）

平成		年	月	日	天候		気温		
----	--	---	---	---	----	--	----	--	--

(1) 受電設備

時刻	受電盤					盤		盤	
	電圧 (kV)	電流 (A)	力率 (%)	電力 (kW)	電力量 (kWh)	電流 (A)	電力 (kW)	電流 (A)	電力 (kW)

(2) 日常巡視

点検			手入		
時刻	氏名	記事	作業原因	部門	作業内容

(3) 記事

様式 接地抵抗測定記録

測定 年月日	天候	接地場所	種別	測定値	良否	改善対策

様式 絶縁抵抗測定（高圧）記録

測定 年月日	天候	回路別測定値								良否	不良対策
		工作物	R-S	S-T	R-T	R-E	S-E	T-E	P-S		

様式 絶縁抵抗測定（低圧）記録・・・様式 に準じ作成

様式 継電器試験記録

平成		年	月	日	天候	気温				
(1) 過電流継電器										
種類	製造者	型式	製造 番号	整 定 値		最小 動作 電流	限時特性 (S)		結果	
				タップ	レバー		200%	500%		

(1) 地絡継電器	
定電流値 (m A)	動作電流値 (m A)
1 0 0	
2 0 0	
4 0 0	
6 0 0	

様式 電気事故記録

機器名	発 生 年月日	事 故 概 要	事故の軽重		処 理 対 策
			軽	重	

様式 改良修繕工事記録

平成 年 月 日 天候

工事件名又は作業名													
停止時間	<p>月 日 時 分より 日 時 分間</p> <p>月 日 時 分まで</p>												
<p>機器名及び容量・相 型・屋内外・番号・ 製造者その他</p>	<table border="1"> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td>屋内外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>型式</td> <td>定格電圧</td> <td>定格電流</td> </tr> <tr> <td>相数</td> <td>製造年月</td> <td>製造番号</td> <td>製造者名</td> </tr> </table>	機器名		屋内外		容量	型式	定格電圧	定格電流	相数	製造年月	製造番号	製造者名
機器名		屋内外											
容量	型式	定格電圧	定格電流										
相数	製造年月	製造番号	製造者名										
請求職場													
<p>作業記事</p> <p>(状況結果)</p> <p>(改善意見)</p> <p>(説明図等)</p>													
<p>絶縁抵抗</p> <p>その他の記録</p> <p>測定器名</p>													
<p>作業者名</p> <p>(社内社外)</p> <p>(員数)</p> <p>(その他の順)</p>													

様式 電気機器台帳

機器名			所属		
出力 定格電圧 定格電流		製造者名 製造年月 購入年月		年 月 年 月	
年月日	点 検 修 理 内 容				

【点検基準作成要領】

(周期について)

周期は電気施設の仕様・環境・稼働状況・負荷状況・重要度などを勘案して決定するが、この一例を前項の基準に記入した。前項基準の周期の考え方は、最低基準を示してある。

即ち、少なくともこの期間に1回は点検巡視を必要とする。なお、表の点検区分は次による。

(1) 日常巡視点検 週1回以上

日常点検 一定時間又は毎日等、比較的短時日で主として運転中の施設を点検する。

(2) 定期巡視点検 年1回以上

定期点検 1ヵ月から1年程度の比較的長い期間で主として施設を停止して点検する。

(3) 精密点検 年を単位とした周期

長期間の周期で施設を分解点検出来るよう配慮する。

(4) 臨時点検

事故又は天災地変の場合必要に応じて行う。

【保安規程作成上の注意】

第5条(保安業務の監督)

(1) 「・・・保安業務は 　　　　　 が総括管理し・・・」の 　　　　　 は、例えば、取締役社長又は工場長と記載し、個人名を記載する必要はない。

(2) 「・・・電気主任技術者を 　　　　　 に配置し・・・」の 　　　　　 は、例えば工務部(長)・製造部電気課(長)・生産部動力課電気係(長)・総務部庶務課等主任技術者を配置する組織上の名称を記載する。

第13条(工事計画)

「・・・ 　　　　　 の承認を求めなければならない。」の 　　　　　 は、前記第5条の(1)の記載要領と同じ。

第16条(巡視・点検・測定)

「・・・ 　　　　　 の承認を経て・・・」の 　　　　　 は、前記第5条の(1)の記載要領と同じ。